

令和 6年 12月 26日

福井県知事 様



主たる事務所の所在地  
福井県大野市明倫町 10 番 7 号  
医療法人 尾崎整形外科  
理事長 尾崎 隆伸  
電話 0779 (65) 2570

決 算 届

令和 5年 10月 1日から 令和 6年 9月 30日までの決算を終了したので、  
医療法第 5 2 条第 1 項の規定により届出します。

【添付書類】

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 関係事業者との取引の状況に関する報告書
6. 監事の監査報告書

[別 紙]  
様式 1

事 業 報 告 書  
(自 令和 5 年 10 月 1 日 至 令和 6 年 9 月 30 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人尾崎整形外科  
①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )  
②  社会医療法人  特別医療法人  特定医療法人  
 出資額限度法人  その他  
③  基金制度採用  基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 福井県大野市明倫町 10 番地 7
- (3) 設立認可年月日 平成 15 年 12 月 10 日
- (4) 設立登記年月日 平成 15 年 12 月 12 日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	尾崎整形外科	05-14339	大野市明倫町 10 番 7 号	

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
尾崎整形外科 介護保険部	福井県大野市明倫町 10 番地 7	事業所番号 1810514339

- (3) 収益業務 (社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)

種 類	実 施 場 所	備 考
なし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 5 年 11 月 26 日 令和 5 年度決算の決定

令和 6 年 9 月 30 日 令和 6 年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人 尾崎整形外科

※医療法人整理番号

所在地 福井県大野市明倫町 10-7

財 産 目 録  
(令和 6年 9月 30日現在)

1. 資 産 額	84,894 千円
2. 負 債 額	11,086 千円
3. 純 資 産 額	73,808 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	51,206
B 固 定 資 産	33,688
C 資 産 合 計 (A+B)	84,894
D 負 債 合 計	11,086
E 純 資 産 (C-D)	73,808

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))  
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3-2

法人名 医療法人 尾崎整形外科

※医療法人整理番号

所在地 福井県大野市明倫町10-7

貸 借 対 照 表  
(令和 6年 9月 30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	51,206	I 流 動 負 債	9,120
II 固 定 資 産	33,688	II 固 定 負 債	1,966
1 有 形 固 定 資 産	33,650	負 債 合 計	9,120
2 無 形 固 定 資 産		純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	38	科 目	金 額
		I 出 資 金	9,900
		II 積 立 金	63,908
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		純 資 産 合 計	73,808
資 産 合 計	84,894	負 債 ・ 純 資 産 合 計	82,928

様式 4 - 2

法人名 医療法人 尾崎整形外科

※医療法人整理番号

所在地 福井県大野市明倫町 10-7

損 益 計 算 書  
(自 令和 5年 10月 1日 至 令和 6年 9月 30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	181,436
2 事業費用	184,545
本来業務事業損失	△ 3,109
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	0
事業損失	△ 3,109
II 事業外収益	4,686
III 事業外費用	28
経常損失	1,549
IV 特別利益	62
V 特別損失	
税引前当期純損失	1,611
法人税等	80
当期純損失	1,531

様式5

法人名 医療法人 尾崎整形外科  
所在地 大野市明倫町 10-7

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人尾崎整形外科  
理事長 尾崎 隆伸 殿

私伊藤 仁一郎は、医療法人尾崎整形外科の第 15 期会計年度（令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私伊藤 仁一郎は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 6 年 11 月 15 日

医療法人尾崎整形外科

監事 伊藤 仁一郎

